

公示書

紀尾井町地区地区計画（平成16年5月7日東京都都市計画として千代田区決定）に基づく紀尾井町通りのにぎわいを創出するための施設（にぎわい施設）として、参議院清水谷議員宿舎（1階）に売店等を設置し、優良なサービスのほか、良質な商品、飲食物等を提供する事業者の募集について、次のとおり公募に付する。

令和3年10月4日

参議院事務局管理部管理課長 正木 裕二

1. 使用を許可する施設及び概要

- (1) 場所：東京都千代田区紀尾井町1-15 参議院清水谷議員宿舎
- (2) 施設及び面積：にぎわい施設1階（用途は売店として計画）、面積 約95㎡
- (3) 使用料：使用許可時の算定による。
（参考）月額使用料単価（平成30年12月時点）
1階 4,320円/㎡
- (4) 使用許可開始日：参議院との協議の上、別途参議院の指定する日
- (5) 使用許可期間：営業に係る使用許可期間は、許可開始日から5年を超えない範囲内で事業者が提案することとする。また、使用許可期間満了後5年を超えない範囲内で一度に限り更新ができる。更新を希望しない場合は、原則、期間満了の3か月前までに書面により申し出るものとする。なお、店舗改修や原状回復工事を事業者が行う場合は、別途その期間についても使用許可が必要となる。
- (6) 募集者数：1事業者
- (7) その他：本物件は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づき使用許可するものであり、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は適用されない。

2. 応募資格

次の各号に定める内容を全て満たす事業者（法人のみ）が応募できるものとする。

- (1) 優良なサービスのほか、良質な商品、飲食物等を提供する能力を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定（別紙1）に該当しないこと。
- (3) 財務省通達「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号 令和2年12月18日改正）第4節第3の1（3）（別紙2）に記載の各要件を満たすこと。
- (4) 食中毒等事故の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有すること。

(5) 税金の未納がないこと。

3. 募集要項の交付場所及び問い合わせ先・宛先

- (1) 交付場所：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-15
参議院事務局管理部管理課清水谷議員宿舎 担当：恩田
- (2) 受付時間：午前10時から午後5時（土曜、日曜、祝日を除く）
電話：03-3264-1352
電子メール：nigiwai_shimizudani@sangiin-sk.go.jp

4. 説明会

特に設けないので、募集要項の概要説明、質疑応答、現地確認等については随時応じる（上記問い合わせ先参照）。

5. 参加申請書及び企画提案書の提出

- (1) 受付期間：令和3年11月より毎月5日から25日まで
（土曜、日曜、祝日となる場合には、それぞれ前開庁日とする）
各月の受付期間中に企画提案書の提出があった場合に審査・選定を行う。事業者が選定された場合は、以後、受付を行わない。
- (2) 受付時間：午前10時から午後5時（土曜、日曜、祝日を除く）
- (3) 受付場所：「3. 募集要項の交付場所及び問い合わせ先・宛先」に同じ
- (4) 提出方法：持参又は郵送

6. 事業者の審査・選定

参議院事務局において応募者の提出書類が公募条件を満たしていることを確認した後、事務局内に設置する事業者選定委員会において、事業者から提出される企画提案書等を総合的に審査し、審査結果を踏まえ、参議院事務総長が決定する。選定された事業者と必要事項を取りまとめた「参議院清水谷議員宿舎にぎわい施設1階における営業に関する覚書」を取り交わした上で、国有財産使用許可の手続を行う。

(別紙 1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) (抄)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争 (以下「一般競争」という。) に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項 (この号を除く。) の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(別紙2) 財務省通達「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日蔵管第1号 令和2年12月18日改正)(抄)

第4節 使用許可

第3 使用許可の手續

1 相手方の選定

(3) 使用許可の相手方を公募により選定する際は、公募公告の参加資格として、次に掲げる要件を明記すること。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと